

【2012 年 8 月 1 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 23 号 ■

目次

【トピックス】

1. 今月の雇用情勢
2. 「第 7 回若年者ものづくり競技大会」が開幕します
～東北のものづくり復興へ向け岩手県を主会場に開催～
3. 被災者雇用開発助成金の対象労働者要件が変更となります

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆来春高校卒業予定者の求人状況を取りまとめました
- ◆「労災保険給付」の請求・支給決定件数は前年度と比べ、ほぼ同水準で推移
～平成 23 年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ
(速報値)～

【トピックス 1】今月の雇用情勢

7 月 31 日に公表された 6 月の完全失業率は前月より 0.1 ポイント改善し 4.3%、有効求人倍率は前月より 0.01 ポイント改善し 0.82 倍となりました。

このように、雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい状況にあります。

【労働力調査】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/05400.pdf> (総務省)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002g3h9.html>

【トピックス2】「第7回若年者ものづくり競技大会」が開幕します
～東北のものづくり復興へ向け岩手県を主会場に開催～

厚生労働省と中央職業能力開発協会は、職業能力開発施設、工業高等学校などで技能を習得中の若年者（原則として20歳以下の未就業者）が、ものづくり技能を競う「第7回若年者ものづくり競技大会」を、8月7日（火）と8日（水）の両日、岩手県で開催します（※）。今大会は、震災からの東北のものづくりの復興へ向けて会場を選定したもので、東北地方では初の開催となります。

競技は、メカトロニクス、旋盤、電気工事、建築大工、グラフィックデザインなど14職種で行われ、290名の選手が参加します。

会場近隣の人事労務担当者の皆様も時間の許す限りぜひご来場いただき、若年者のものづくりへの熱意を感じてください！

※ 一部の職種は7月30日（月）から8月2日（木）まで滋賀県下の2会場で先行開催します。

1 競技日程

岩手会場（岩手産業文化センター：岩手県岩手郡滝沢村滝沢字砂込 389-20）

10 職種：メカトロニクス、機械製図（CAD）、電子回路組立て、木材加工、建築大工、ITネットワークシステム管理、ウェブデザイン、オフィスソフトウェア・ソリューション、グラフィックデザイン、ロボットソフト組込み

平成24年 8月 7日（火）：会場下見 など

8日（水）：競技

※開会式は競技ごとに実施

滋賀会場(1)（滋賀県立高等技術専門校米原校舎：滋賀県米原市岩脇 411-1）

2 職種：旋盤、フライス盤

平成24年 7月30日（月）～8月1日（水）：会場下見 など

7月31日（火）～8月2日（木）：競技

※競技はグループ分けして実施

滋賀会場(2)（滋賀県立高等技術専門校草津校舎：滋賀県草津市青地町 1093）

2 職種：電気工事、自動車整備

平成 24 年 8 月 1 日（水）：会場下見 など

2 日（木）：競技

2 成績発表：平成 24 年 8 月 10 日（金）

厚生労働省、中央職業能力開発協会のホームページにて公表（予定）

詳細は、以下の URL をご参照ください。

<http://www.javada.or.jp/jyakunen20/index.html>

【トピックス 3】被災者雇用開発助成金の対象労働者要件が変更となります

東日本大震災の被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワークなどの紹介により雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給しています。

平成 24 年 10 月 1 日から、この助成金の対象となる被災地求職者の要件に、ハローワークでの求職活動の有無が追加になりますのでご注意ください。被災離職者については、要件の変更はありません。

【「被災者雇用開発助成金」の支給対象となる被災地求職者】

10 月 1 日以降は、これまでの要件(1)、(2)に加えて(3)も満たす必要があります。

- (1) 東日本大震災発生時に被災地域に居住している人
(震災により被災地域外に住所または居所を変更している人を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった人は除きます)
- (2) 震災後安定した職業に就いていないこと
(具体的には、「同一事業所での 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上にならず、かつ、6 か月以上就労していないこと」をいいます)
- (3) 震災発生日から平成 24 年 9 月 30 日までに、ハローワークなどで求職活動を行っていること
(ただし、震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に居住していた人などは除きます)

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 来春高校卒業予定者の求人状況を取りまとめました

▲△

平成 25 年 3 月高校卒業予定者を対象とする求人について、ハローワークへの求人申し込みが始まった 6 月 20 日から 5 日間（ハローワークの開庁日数で集計）の受付状況を取りまとめました。

5 日間の求人受理件数は、57,421 人分で、昨年度同期と比べて 42.0%の増加となりました。

詳しい内容はこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ew86.html>

労働局とハローワークでは、1 件でも多くの求人を確保するために各地域の高校、教育委員会や自治体と連携して求人開拓や事業主団体などへの要請を行っています。

事業主の皆さま、企業の採用担当者の皆さまにおかれましては、求人の申し込みについて、是非、ご検討をお願いいたします。

また、求人に関するご相談のほか、就職面接会を開催するなど、企業と生徒のマッチングを積極的に支援していますので、気軽にご相談ください。

▽▼「労災保険給付」の請求・支給決定件数は前年度と比べ、ほぼ同水準で推移～平成 23 年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値）～▲△

平成 23 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」（速報値）を取りまとめました。石綿による疾病（※ 1）の平成 23 年度の労災認定件数は 1,105 件（※）となっています。※：下記（1）、（2）の合計概要は以下のとおりです（平成 24 年 7 月 4 日公表）。

1 労災保険給付の請求・支給決定状況

（1）肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

（従来から公表している疾病）

請求件数	1,141 件（前年度比	1 件、0.1%の減）
支給決定件数	1,037 件（	同 43 件、4.3%の増）

(2) 石綿肺

(平成 23 年度分から新たに集計した疾病。(1) の件数には含まず)

支給決定件数 68 件

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況

請求件数 137 件 (前年度比 83 件、153.7%の増)

支給決定件数 39 件 (同 3 件、7.1%の減)

石綿による疾病は、30 年～40 年という長期間を経過した後に発症することが多く、石綿を取り扱った経験のある労働者の中には、健康に不安を感じながらも、対処の方法がわからない人がいると懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場に対し、従業員や元従業員、そのご遺族に労災補償制度などの周知を要請してきました。

ついては、過去に石綿を取り扱っていた事業場のほか、現在、石綿が含まれているおそれのある建築物の解体工事などを行っている事業場で、健康に不安をお持ちの従業員などから相談があった時には、ご協力をお願いいたします。

(※1) 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいいます。

(※2) 石綿による疾病で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によると認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付対象となります。

一方、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効(5 年)により労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、疾病発症が仕事によると認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002e9ew.html>

【事業主の皆様へ(厚生労働省から石綿健康管理手帳・労災補償制度等の周知の要請及び周知の取組に関するアンケート調査のお願いについて)】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021vg5-att/2r98520000021vhm.pdf>

【パンフレット(石綿による疾病の認定基準)】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/dl/04.pdf>

【都道府県労働局・労働基準監督署一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-